

## 令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務実施要領

### 1 目的

この要領は、関市が「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務

#### (2) 業務内容

本業務は、本市の脱炭素化を加速していくために市内の子育て世代（20代～40代）を対象とした講演会、イベント、セミナー実施等の普及啓発業務、その他付随する一切の業務とする。

なお、本業務の詳細は、別紙資料1「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務仕様書」のとおりであるが、企画提案内容に基づき、本市（環境課）と協議の上、決定することとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 3 委託契約限度額

金2,596,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

### 4 プロポーザルの形式等

#### (1) プロポーザルの形式

公募型プロポーザル

#### (2) プロポーザルの実施方針

本業務を行うにあたり、独自のアイデア、技術等を有する者の参画を求め、本業務の委託先として最適な者を選定することを目的として、本プロポーザルを実施する。

### 5 参加資格

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たした単体企業とする。

(1) 本業務の実施に当たり、本市の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。

(2) 本プロポーザルの告示日において、関市競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登載の場合は、契約締結の日までに関市競争入札等参加

資格申請をすること。

- (3) 直近5年間において、国又は地方自治体が発注する講演会やイベント実施等の普及啓発業務を受託した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てをしていない者であること。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (8) 直近の年度における法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。

## 6 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担  
応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類  
プロポーザル参加者が本市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。  
提出されたすべての書類はプロポーザル参加者に返却しない。  
なお、提出された書類について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。
- (3) 特許権等  
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- (4) 参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1事業者につき1提案とし、複数の案の提案は認めない。

(5) 提出書類の変更禁止

一度提出した提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(6) 参加意向申出書及び提出書類の無効

プロポーザル参加資格を満たさない者、提出書類に虚偽の記載が判明した者若しくは重要な事実を記載しなかった者、提出書類を提出期限までに提出しない者、誤字等により記載事項が確認できない者及び本実施要領に違反することが判明した者は、参加表明書又は提案書を無効とする。

## 7 契約締結までのスケジュール

実施予定時期	実施内容
令和6年3月29日(金)	プロポーザル実施要領等の公表
令和6年4月1日(月)～ 令和6年4月16日(火)午後5時	質問受付 ※回答については、質問受付次第随時対応いたします。
令和6年4月19日(金)午後5時	参加意向申出書等提出期限
令和6年4月22日(月)	参加資格審査結果の通知
令和6年5月7日(火)午後5時	提出書類提出期限
令和6年5月中旬 ※予定	審査(プレゼンテーション審査)
令和6年5月下旬 ※予定	審査結果の通知
令和6年5月下旬 ※予定	契約手続き(協議等)、契約締結

## 8 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月16日(火)午後5時

(2) 質問提出先

「17 書類提出先及びお問い合わせ先」

(3) 質問提出方法

ア 様式1「質問票」に必要事項を簡潔明瞭に記入する。

イ 電子メールにて提出する。なお、電子メールの件名は「【令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務プロポーザルに係る質問票】〇〇(社名)」と明記すること。

ウ 質問票を提出した場合は、「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。

エ 電話による質問は受け付けない。

(4) 回答

ア 回答期限及び方法

令和6年4月18日（木）午後5時までに質問者を非公表の上、随時、関市ホームページ上で公表することとする。

イ 注意事項

上記「(1) 質問受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

## 9 参加申込及び資格審査

(1) 受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月19日（金）午後5時

(2) 提出書類（各1部）

ア 様式2「参加意向申出書」

イ 様式3「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」

(3) 提出方法

持参又は郵送により、令和6年4月19日（金）午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

(4) 審査結果

参加資格審査結果は、各応募者へ様式4「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

## 10 提出書類の提出

プロポーザル参加者は、資料1「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務仕様書」を参照し、次の提出書類を作成して提出すること。

提出書類提出後、本市が参考資料を求めた場合、即時対応をすること。

(1) 受付期間

令和6年4月22日（月）～令和6年5月7日（火）午後5時

(2) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

使用言語は日本語、通貨は日本国の法定通貨、単位は計量法で定めるものとする。

ア 様式5「企画提案書提出届」

イ 様式6「実施体制」

※ 実施体制表には、配置を予定している者全員を記載すること。

※ 記載された資格を証するものの写しを添付すること。

ウ 「企画提案書」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版  
10枚程度とする。

企画提案書には、下記内容を含めること。

(ア) 業務実施に対する基本方針

※ 基本方針は、実施要領・仕様書に定める内容を最も効果的に実現するための方向性を具体的に記載するものとする。

(イ) 講演会の内容（講師、テーマ等）

(ウ) 環境フェアでの体験型イベントの内容

(エ) 脱炭素チャレンジの内容

※ (イ)、(ウ)、(エ)には、進め方、実施内容、実施手法等について具体的に記載するものとする。

(オ) その他（独自性、本業務での留意点、類似実績等）

エ 「業務工程表」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版1枚とする。

オ 「見積書」 ※ 様式は任意とし、A4版とする

※ 見積書は、数量、単価等を記載した見積内訳書も提出すること。

※ 消費税及び地方消費税（税率は10%）を含んだ額とすること。

(3) 提出部数

7部（各部、左上ダブルクリップどめとする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送により、令和6年5月7日（火）午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

なお、上記「(1) 受付期間」以外の期間に提出された書類は、受け付けない。

## 1.1 辞退

上記「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合等で本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類（各1部）

ア 様式7「辞退届」

## (2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル辞退届在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17 書類提出先及びお問い合わせ先」まで提出すること。

## 1.2 審査方法

本業務の受託候補者の選定にあたっては、プレゼンテーション審査により行う。プレゼンテーション審査は、本市が設置する「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務委託先審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

提出された見積書に記載された金額が上記「3 委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査の対象としない。

参加者によるプレゼンテーションを行い、資料2「提案書等評価基準」に基づき審査を行う。

審査の結果、審査員の採点結果を順位付けし、次のように順位点を設ける。1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点・・・。

各審査員の順位点を合計し、合計得点の最も少ないものを本業務の受託候補者とする。

順位点の合計得点と同点の場合には、各審査員の評価点を合計し評価点の合計が高いものを上位とする。

各審査員の評価点の合計も同点となった場合には、提出された見積額が低いものを上位とする。

その他詳細は、資料3「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務プロポーザル審査要領」を参照すること。

## 1.3 審査結果

- (1) 審査終了後、プロポーザル参加者に対して様式8「プロポーザル審査結果通知書」にて通知する。
- (2) 通知内容は、通知相手先の順位、通知相手先の順位点の合計得点数、受託候補者の名称業務受託候補者の順位点の合計得点数とする。
- (3) 審査に係る講評は公表しない。
- (4) 審査結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。
- (5) その他詳細は、資料3「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務プロポーザル審査要領」を参照すること。

## 1.4 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (5) その他、プロポーザルにおいてその公正な執行を妨げること、虚偽の提案等を行うこと又は不正な利益を得ようとすることをしてはならない。
- (6) 上記(1)～(5)に該当することが判明した者は失格とする。

## 15 契約の締結等

### (1) 契約の締結

ア 委託契約書を作成し、本市及び受託者で取り交わすこととする。

イ 委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではない。選定された受託候補者は、提案書等に記載された業務内容、その他必要事項について本市と協議及び調整を行い、業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更又は削除を行い、委託契約を締結する。

ウ 資料1「令和6年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、受託候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該提案書等の内容の範囲内において、業務内容が追加される場合がある。

エ 契約金額には、業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

オ 契約締結に関する協議において、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。その場合において、業務受託準備のために受託候補者が支出した経費について、本市は補償しない。この場合において、プロポーザル審査による受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～エの事項を準用し、契約を締結するものとする。

カ 契約締結後において、業務運営の適正を期すために本市が行う指示に受託者が従わないとき、その他業務を継続することができないとき、又は不相当と認められるときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じたとしても、本市はその補償の責めは負わない。

(2) 業務の実施

ア 本業務は、仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて実施すること。

イ 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

オ 受託者は、本業務を効率的に行う上で、必要と認められる業務については、本市と協議の上、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。この場合には、当該請け負いの相手先を本市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 契約金額支払

受託者から提出された業務完了届を本市にて受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

## 16 情報公開及び提供

関市ホームページに以下の情報を掲載する。

(1) 業務受託候補者決定前

ア プロポーザル実施要領

イ 仕様書 (資料1)

ウ 提案書等評価基準 (資料2)

エ 審査要領 (資料3)

オ 各種様式 (様式1～8)

(2) 受託候補者決定後

下記項目の内、ア～エを公表するものとする。

ア 受託候補者の名称

イ 各参加者の順位及び順位点

ウ 各参加者の評価項目ごとの評価点数の合計

エ 委託契約予定金額

※ 受託候補者以外の参加者名は除く。

なお、提出された書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。



## 17 書類提出先及びお問い合わせ先

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市 市民環境部 環境課

担 当：西部、河村

T E L：0575-23-7702

F A X：0575-23-7750

E-mail：kankyo@city.seki.lg.jp